平成２６年（フ）第８４１号
東京都小平市学園西町３丁目９番３―101号
債務者　坂本　明子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　典子
4　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８４６号
東京都八王子市暁町２丁目４番６号
債務者　石井　敏彦
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　慎治
4　破産債権の届出期間　平成26年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８６８号
東京都八王子市みなみ野３丁目７番28号
債務者　松本　和正
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜崎　　宏
4　破産債権の届出期間　平成26年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８６９号
東京都八王子市みなみ野３丁目７番28号
債務者　松本　節子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜崎　　宏
4　破産債権の届出期間　平成26年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２２号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目16番６号、前住所群馬県邑楽郡大泉町仙石４丁目15番３号
債務者　松本美津夫こと　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯ　ＭＩＬＴＯＮ　ＭＩＴＳＵＯ
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２７３号
高知市高見町350番地３　弘嶋アパート１Ｆ
債務者　刈谷　順一
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０２０号
京都市上京区下立売通室町西入東立売町211番地２
債務者　エクリュこと　秋好かおり
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３４８号
高知市南河ノ瀬町341番地１　ウエストハイツ102号
債務者　中村　伸二
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月１日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３０２号
函館市亀田本町35番５号　メゾンマリ５号室
債務者　足達　　大
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０３号
函館市亀田本町35番５号　メゾンマリ５号室
債務者　足達いづみ（旧姓追切）
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０５号
函館市湯浜町５番８号
債務者　渡辺　　香
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０７号
函館市亀田港町13番５号　Ｈ・ＴハイツＢ室
債務者　米田さとみ
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４１０号
神奈川県中郡二宮町中里571番地の１
債務者　森　　敏明
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部